

令和5年度加美町農業委員会  
第12回定例総会議事録

令和6年3月25日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和5年度第12回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和6年3月25日(月)午後1時30分～午後2時15分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員16名 / 農地利用最適化推進委員6名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

#### 4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第25号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第26号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	報告第27号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第7	議案第36号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第8	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第39号	農地等買受適格証明願の審議について
日程第11	議案第40号	農用地利用集積計画の審査について

#### 5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

#### 6 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第12回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時30分 開会〉

\*事務局（庄司一彦事務局長） 定刻でございますので、只今より令和5年度加美町農業委員会 第12回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

\*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員16名、農地利用最適化推進委員6名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 高橋秀生委員、2番 杉村昭宏委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。  
それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- \*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（鎌田裕充次長） 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。  
令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は4件でございます。

報告書番号1

所在地 下新田字雷の田 外8筆  
面積 合計25,699㎡  
基盤強化促進法

報告書番号2

所在地 宮崎字三ヶ内の田 外11筆  
面積 合計5,800㎡  
基盤強化促進法

報告書番号3

所在地 字仁平屋敷の田  
面積 2,984㎡  
基盤強化促進法

報告書番号4

所在地 谷地森字新百目木の田  
面積 2,795㎡  
農地法第3条

[ 以上4件の合意解約について説明 ]

- \*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第25号を終了いたします。

---

日程第5 報告第26号 農地転用許可後の工事完了報告について

- \*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第26号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第26号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。  
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1  
特定建築条件付売買予定地の造成  
許可地 字大門 2筆  
面積 合計1,771㎡  
令和6年3月1日完了

[ 以上1件の工事完了報告について説明 ]

- \*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
- 「なし」 の声あり —
- \*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第26号を終了いたします。

---

日程第6 報告第27号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の  
状況報告について

- \*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第27号 営農型発電設備設置の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第27号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の提出があったので報告いたします。  
令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1

許可地 原八幡堂西一番の田 6筆  
栽培面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡  
コケ/9,543㎡  
収量 アラゲキクラゲ/1,063.3kg  
コケ/250㎡

アラゲキクラゲの収穫量は、10aあたりに換算すると1,833.1kgとなり、地域の平均的な収量とされる1,379kgを上回る結果となっております。猛暑の影響で数100kgの廃棄が出たとのことですが、昨年で栽培7期目ということで、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケの収穫量は、10aあたりに換算すると26.19㎡となり、地域の平均的な収量とされる26.2㎡とほぼ同じ収量となっております。強風で飛ばされたり、遮光ネットの張付き等、育成不良なトレーも若干あるようですが、おおむね順調な育成状況となっているようであります。

報告書番号2

許可地 字新堀の田 3筆  
栽培面積 米(ひとめぼれ)/8,865㎡  
収量 3,713kg

収穫量は、10aあたりに換算すると419kgとなり、農協・共済収量の462kgの約90%程度の収量となっております。出穂・穂揃いについては、同一圃場より1週間程度の遅れがあったようですが、品質には問題なかったとのことでした。

[以上2件の農作物の状況報告について説明]

\*議長(板垣文一会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これにて報告第27号を終了いたします。

---

日程第7 議案第36号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断  
(非農地判断)について

\*議長(板垣文一会長) 日程第7、議案第36号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第36号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、今年度実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類の判定、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前の意向調査において非農地化の要望があった土地で、今年度のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集団的に存在する農地等を除いたものについて、2月12日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

田…15筆 33,615㎡

畑…5筆 13,718㎡

計…20筆 47,333㎡

農用地区域内の土地 16筆 44,025㎡

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているもの

[以上 非農地判断について説明]

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第36号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第36号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）については、原案のとおり決定いたしました。

---

日程第8 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（鎌田裕充次長） 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

申請番号1

申請地 下狼塚字要害の畑

面積 96㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号2

申請地 下狼塚字要害の畑

面積 42㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号3

申請地 下新田字原江の畑

面積 453㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号4

申請地 字中嶋堂屋敷の田 2筆

面積 合計230㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号5

申請地 宮崎字西原二番の田 外1筆

面積 合計5,532㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号6

申請地 谷地森字新百目木の田

面積 2,795㎡

耕作者へ売買するもの

[ 以上6件の許可申請について説明 ]

\* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番・2番について14番 佐藤健喜委員お願いします。

\* 14番（佐藤健喜委員） 申請番号1番と2番は関連しておりますので、一括で報告いたします。譲渡人には電話にて、譲受人には直接お会いして聴き取り調査を行いました。譲受人のお二人は申請地を長年耕作しておりましたが、名蓋川の改修工事に伴い土地の調査を行ったところ、譲渡人の所有地であることが判明し、今回贈与することとなりました。双方に聴き取り調査、及び現地を確認した結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号3番について2番 杉村昭宏委員お願いします。

\* 2番（杉村昭宏委員） 譲渡人、譲受人は親戚関係にあり、申請地は譲受人の自宅に附随している農地でございます。今までは農地の取得に対して下限面積が定められておりましたが、その制度が撤廃になったことにより、耕作者である譲受人へ贈与するものであります。聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号4番について13番 坂上昌哉委員お願いします。

\* 13番（坂上昌哉委員） 申請番号4番について現地調査をし、双方へは電話にて聴き取り調査を行いました。お二人はもともと同じ家柄で、今回の農地は以前より贈与することが決まっていたようです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号5番について7番 山本成委員お願いします。

\* 7番（山本成委員） 令和6年3月19日、譲渡人とは面会にて、譲受人とは連絡が取れず、代理人である義理の弟へ聴き取り調査を行いました。以前より親しい付き合いがあり、権利移動の話し合いを進めていた中で今回合意を得たため、申請を行ったものでございます。聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号6番について11番 三浦良人委員お願いします。

\* 11番（三浦良人委員） 令和6年3月19日に、現地調査、及び聴き取り調査を行いました。申請地は譲渡人の自宅近くの圃場でございます。双方が親戚とのことで、譲渡人の経営縮小に伴い今回の申請に至ったとのことです。聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程第9 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

\* 議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\* 事務局（畠山明大係長） 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

#### 申請番号1

申請地 字赤塚の田 2筆

面積 合計1,994㎡

申請事由 賃貸借による貸家の建築

事業計画 許可日着工予定 / 令和7年2月28日完成予定

申請地は加美町役場の南東約1.3kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

[ 以上1件の許可申請について説明 ]

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、14番 佐藤健喜委員お願いします。

\*14番（佐藤健喜委員） 令和6年3月14日に、小山委員、坂上委員、庄司局長、畠山係長、私の5名で、譲受人立会いのもと現地調査を行って参りました。周辺農地への影響としましては、貸家建築ということで盛土を行いますが、西側に隣接して農地が残っていることから、法面を形成し土砂流出を防止します。雨水は南側の新設水路に放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第39号 農地等買受適格証明願の審議について

\*議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第39号 農地等買受適格証明願の審議について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第39号 農地等買受適格証明願の審議について。このことについて、別紙のとおり加美町農業委員会会長宛の買受適格証明願が提出されたので審議されたい。なお、願出人が競売落札人となった場合、農地法第3条の規定による許可申請書を会長が受理し、次回の総会を待たずして許可書の交付をできるものとしたいので、併せて審議されたい。

令和6年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の買受適格証明願の許可申請は2件でございます。

申請番号 1

申請地 字鹿原西原の田 外 4 筆

面積 合計 24,598 m<sup>2</sup>

届出事由 経営規模拡大

現況の牛舎及び牧草地として利用

申請番号 2

申請地 字鹿原互原の田 外 11 筆

面積 合計 38,303 m<sup>2</sup>

届出事由 経営規模拡大

牧草地を果樹園・牛舎を収穫物の選別保管、物置小屋として利用

田は水稻を作付

[以上 買受適格証明願概要、2 件の証明願について説明]

\* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑  
ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これよ  
り、議案第 39 号 農地等買受適格証明願の審議についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

\* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号 農地等買受適格  
証明願の審議については、原案のとおり決定いたしました。

---

日程第 11 議案第 40 号 農用地利用集積計画の審査について

\* 議長（板垣文一会長） 日程第 11、議案第 40 号 農用地利用集積計画の審査につい  
て、事務局より議案の説明をさせます。

\* 事務局（鎌田裕充次長） 議案第 40 号 農用地利用集積計画の審査について。下記農  
地について改正前農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により審査決定を  
求められたので審議されたい。

令和 6 年 3 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買 5 件、賃貸借 57 件でございます。

申請番号 1  
申請地 字鹿原新青野二番の田  
面積 3,906 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買

申請番号 2  
申請地 字天王の田 3筆  
面積 合計 1,116 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買

申請番号 3  
申請地 四日市場字要害の田 外 2筆  
面積 合計 13,227 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 4  
申請地 字赤塚の田 外 9筆  
面積 合計 16,323 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 5  
申請地 字一本杉の田 外 15筆  
面積 合計 10,323 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 6  
申請地 字新川原の畑 外 9筆  
面積 合計 18,673 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 7  
申請地 四日市場字爪木江の田 外 1筆  
面積 合計 5,235 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 8  
申請地 四日市場字荒井の田 2筆  
面積 合計 2,117 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 9  
申請地 字一本杉の田 外 1 6 筆  
面積 合計 9, 1 9 1 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 0  
申請地 字矢倉の田 外 2 筆  
面積 合計 7, 0 0 1 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 1  
申請地 字台崎西の田 外 3 筆  
面積 合計 5, 5 6 4 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 2  
申請地 字新空沼の田  
面積 2 9 5 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 3  
申請地 字新空沼の田 2 筆  
面積 合計 1, 3 6 8 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 4  
申請地 字原八幡堂西一番の畑 外 1 6 筆  
面積 合計 3 0, 1 1 6 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 5  
申請地 字仁平屋敷の田  
面積 2, 9 8 4 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 6  
申請地 小泉字川原の田 外 1 筆  
面積 合計 8, 3 3 3 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 17  
申請地 字八王子前の田 外5筆  
面積 合計1,959㎡  
権利移動の種別 売買

申請番号 18  
申請地 字高谷地の田  
面積 362㎡  
権利移動の種別 売買

申請番号 19  
申請地 宮崎字三ヶ内の田 外11筆  
面積 合計5,800㎡  
権利移動の種別 売買

申請番号 20  
申請地 平柳字下谷地の田 2筆  
面積 合計4,370㎡  
権利移動の種別 賃貸借(中間管理)

※その他議案書の通り

[ 以上62件の集積計画について説明 ]

\*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第40号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について8番 青木拓也委員、申請番号2番について長沼一弥推進委員、申請番号3番から6番について2番 杉村昭宏委員、申請番号7番について14番 佐藤健喜委員、申請番号8番9番について本田浩推進委員、申請番号10番から15番について9番 尾形徳夫委員、申請番号16番について11番 三浦良人委員です。

8番 青木拓也委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時07分〉

\*議長(板垣文一会長) これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、8番 青木拓也委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時08分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番について審議を行います。

長沼一弥推進委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時08分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、長沼一弥推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時09分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号3番から6番について審議を行います。

2番 杉村昭宏委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時09分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号3番から6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号3番から6番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番から6番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは、2番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時10分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号7番について審議を行います。  
14番 佐藤健喜委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時10分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号7番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号7番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは、14番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時11分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号8番9番について審議を行います。  
本田浩推進委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時11分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号8番9番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号8番9番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号8番9番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本田浩推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時12分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号10番から15番について審議を行います。9番 尾形徳夫委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時12分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号10番から15番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号10番から15番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番から15番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、9番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時13分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号16番について審議を行います。

11番 三浦良人委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時13分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号16番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号16番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号16番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは、11番 三浦良人委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時14分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号17番から62番について審議を行います。  
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号17番から62番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。  
これで令和5年度加美町農業委員会 第12回定例総会を閉会いたします。  
大変ご苦勞さまでした。

〈午後2時15分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年3月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 高 橋 秀 生

署名委員 杉 村 昭 宏